

正に対してつゆとも妥協しない潔白さがあったこと）をまずこの【二段】で特記する。

【二段】

原文

訓読

- | | | |
|----|-------|-------------|
| 9 | 東涯第一州 | 東涯の第一州 |
| 10 | 分憂爲刺史 | 憂ひを分けて刺史たり |
| 11 | 盈口含氷雪 | 口に盈たして氷雪を含み |
| 12 | 繞身帶弦矢 | 身に繞らして弦矢を帯ぶ |
| 13 | 僚屬銅臭多 | 僚屬銅臭多し |
| 14 | 鑠人煎骨髓 | 人を鑠して骨髓を煎る |
| 15 | 土風絶布悪 | 土風布の悪しきを絶ち |
| 16 | 殷勤責細美 | 殷勤に細美なるを責む |

▼「藤原滋実の陸奥での国守としての功績・徳行」（その二）

【二段】では【一段】の内容を受けて、藤原滋実の陸奥の国守としての功績及びこの徳行を具体的に記す。

十一句・十二句の「口に盈たして氷雪を含み／身に繞らして弦矢を帯ぶ」の句意は、先の注釈書（注二）の中で須藤修一氏が具体的に考察しているように（注三）、滋実の奥州国守としての実直な仕事ぶりを活写している内